

全建労発第 37 号
平成 27 年 8 月 18 日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

ロープ高所作業における危険の防止を図るための
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおりロープ高所作業による労働者の墜落・転落等の労働災害を防止するため、平成 27 年厚生労働省令第 129 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」等が公布され、ライフラインの設置等労働者への特別教育の規定が新設されました。

つきましては、貴協会会員に対しまして、本改正内容と本改正を踏まえたロープ高所作業による労働災害防止対策の推進を図るよう周知頂きますようお願い申し上げます。

また、省令改正の詳細については、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>

以上